事務所通信

2013 年 4 月号　No.94

（　糸魚川けんか祭り　）

CONTENTS

- 所長コメント … 仕事を好きになる　P1
- 自動車と税金　P2
- 退職後再雇用された場合の標準報酬月額　P3
- 相続税・贈与税の税制改正　P4
- 税務Q＆A　P5
- お知らせ　おもしろ雑学　P6
- 休日カレンダー　あとがき　P7

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～

加藤輝守税理士事務所

〒941-0057　新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL　025-552-0678　　FAX　025-552-3824

ホームページアドレス　http：//www.katozeirishi.jp

所長コメント

仕事を好きになる

いよいよ４月。初々しい新入社員が登場する季節となりました。しかしながら、当初は希望に満ちあふれた新入社員も３年後には中卒７割、高卒５割、大卒３割が退職する**「7・5・3」現象**というのがあるそうです。

なぜ会社を辞めるのか

「定着率」とは、たとえば三年前に新卒者採用で入社した社員十人のうち八人が在籍していればその定着率は八〇％ということなります。また、逆に「離職率」は二〇％となります。就職難といわれる昨今、せっかく就職した会社を、なぜ簡単に辞めてしまうのでしょうか？

どこの会社にも問題がたくさんあります。人は環境を変えようとするけれど、自分を変えようとはしない。しかし、いくら環境を変えても、つまり会社を辞めて別の会社に行っても、所詮また同じことなのです。「嫌なら辞めればいい」。

〝**我慢**〟や〝**忍耐**〟という言葉はいまや死語なのでしょうか？

問題は解決する

自分の勤める会社の問題に気づけば、その解決に向けて動けばよいのです。「自分は新入社員だから自分みたいな人間が言っても……」、確かに新入社員であれば視野が狭く、考え方が浅いかもしれません。しかし、逆に業界の常識といわれるものには浸っていないだけに斬新なアイデアがあるのも事実です。

仕事を好きになる

皆さんの中に、「会社を辞めたい」と思っている方がおられるかもしれません。学生時代に、試験勉強などで夜中に苦しめられ、どこかへ逃げていきたいと考えた、それと同じ心境なのです。しかし、辞めたから天国があるかというと、決してそうではないと思うのです。

辞めて三日もすると、もう仕事がしたくてたまらなくなると思います。仕事が忙しくて、立場に責任を感じているからしんどいのですが、苦しんでいる中にも自分の生きがいを感じているのです。やはり、仕事が好きなのです。そばで見ていると、想像を絶するような苦労でも好きでやっているなら、本人は苦労とも思わず、記憶にすら残っていないことがあります。どんな分野でも成功する人は、このように、自分のやっていることに無上の喜びを感じ、惚れ込んでいる人だけです。自分の仕事に惚れなければ、絶対に成功しません。素晴らしい仕事などできるわけがないのです。とにかく自分の仕事を好きになって下さい。

自動車と税金

４月に入り寒い時期から一転暖かい陽気が出てきて過ごしやすい時期となりました。桜を眺めながらのんびり車でドライブして車窓から春の景色を楽しむのも良いですね。
さて、新年度を迎え自動車を買われる方も多いかと思いますので今回は、自動車と税金の関係についてご紹介させて頂きます。

Ⅰ．自動車取得税

自動車取得税は、**自動車**（軽自動車や中古車も含みます）を買うなどして**取得したとき**にかかる税金です。

＜納税義務者＞　自動車を取得した方です（通常は自動車検査証に記載されている所有者をいいます）。
ただし、割賦販売等で所有権がまだ売主にある場合は、その買主である使用者の方が納めなければなりません。

＜納 め る 額＞　自動車の取得価額×5／100　（営業用、軽自動車は 3／100）
※「自動車の取得価額」が免税点（50 万円）以下の場合はかかりません

＜納 税 方 法＞　自動車購入時に販売店で徴収いたします。

Ⅱ．自動車税

自動車の持ち主にかかる税金で、**４月１日を基準**として**毎年課税**されます。（５月末までに納めます。）税率は、車の種類によって異なり、年間定額制です。なお、軽自動車等に対して課されるのは、軽自動車税（市町村税）となります。

＜納税義務者＞　自動車（二輪車、小型・大型特殊車、軽自動車を除く。）をお持ちの方です。（通常は、自動車検査証に記載されている所有者をいいます。）ただし、割賦販売等で所有権がまだ売主にある場合は、その買主である使用者の方が納めなければなりません。

＜納 め る 額＞　自動車税の税額は、自動車の排気量・積載量・用途などにより、１台あたりの年税額で定められています。

＜納 税 方 法＞　毎年、４月１日現在で自動車をお持ちの方は、県から送られてくる納税通知書によって５月３１日までに金融機関や地域振興局県税部等で納めます。

Ⅲ. 自動車重量税

車検などの際に自動車の重量等に応じて課税される国税です。

＜納税義務者＞　自動車検査証の交付等を受ける者及び車両番号の指定を受ける者が納税義務者となります。

＜納 め る 額＞　自動車重量税税率表による

＜納 税 方 法＞　車検時に整備会社が徴収

上記のとおり国税・地方税がかかります。この税金は主に道路維持のために使われる税金です。（道路特定財源）
今現在上記税金については、環境に配慮した自動車の税制（グリーン化特例、エコカー減税等の制度 etc）により減税が平成２７年３月（自動車税平成２６年３月）まで適用されます。平成２６年４月より消費税率が改定され税金面で更に負担が多くなります。車両の買い替えが必要であれば今年度中に購入されることをお勧めいたします。

＜ 倉 又 ＞

退職後再雇用された場合の標準報酬月額

退職後継続再雇用（注１）された場合、**再雇用された月から、再雇用後の給与に応じた標準報酬月額（注２）に改定**できる仕組みの対象者が「６０歳以上の方」に変わります。

（平成２５年４月１日施行）

（注１）　1日も空くことなく同じ会社に再雇用されることをいいます。

（注２）　被保険者が事業主から受ける報酬を一定の幅で区分した報酬月額にあてはめて決定した額。

○ 従来、**「６０歳から６４歳までの厚生年金」を受け取る権利のある方が退職後継続再雇用される場合**については、事業主との使用関係が一旦中断したものとみなし、被保険者資格喪失届及び取得届を同時に提出し、再雇用された月から、再雇用後の給与に応じて標準報酬月額が決定されていました。

○ 平成２５年４月から、「６０歳から６４歳までの厚生年金」の支給開始年齢が引き上がることに合わせ、この取扱いの**対象者**を、「６０歳から６４歳までの厚生年金」を受け取る権利のある方だけではなく、**６０歳以降に退職後継続再雇用される全ての方に拡大されることになりました。**

【注意】

○ **６０歳以降に退職後継続再雇用され、再雇用の最初の月から給与変動に対応した標準報酬月額の扱いを受けるためには、被保険者資格喪失届と被保険者資格取得届を同時に提出する必要があります。（なお、厚生年金基金及び健康保険組合に加入している事業所である場合には、当該基金、健康保険組合にも同様の届出が必要です。）**

○ 被保険者資格取得届には、新たな雇用契約を結んだことを明らかにできる書類（退職したことがわかる書類、再雇用時の雇用契約書又は事業主の証明等）を添付する必要があります。

○ 健康保険の傷病手当金を受けている方は、新たに被保険者資格取得届を提出しますと、再雇用後の標準報酬月額をもとに給付額の計算が行われますので、注意してください。

＜　堀　田　＞

相続税・贈与税の税制改正

相　続　税　　基礎控除額の縮小

相続税は、相続財産が「基礎控除額」を超える場合にその超える部分に対して、課税されます。
この「基礎控除額」が税制改正により**4割減少**します。

基礎控除額

改正前	5,000 万円	＋	1,000 万円	×	法定相続人数
改正後	3,000 万円	＋	600 万円	×	法定相続人数

■ 例えば･･･　夫が亡くなり妻と子供２人がいる場合

法定相続人の数 ＝ ３ 人

改正前	5,000 万円	＋	1,000 万円	×	３人	＝	8,000 万円
改正後	3,000 万円	＋	600 万円	×	３人	＝	4,800 万円

亡くなった夫の相続財産が 4,800 万円以上だと相続税がかかるようになります。

いつから？　**平成２７年１月１日以降の相続又は遺贈から適用となります。**

贈　与　税　　教育資金一括贈与の非課税

直系尊属（祖父母･父母）から子・孫への教育資金の一括贈与について、金融機関等に信託等をした場合、1,500 万円までの金額については贈与税が非課税となります。
この、非課税の適用を受けるには下記の要件があり、ただ教育資金として金銭等を贈与しただけでは、贈与税がかかる場合がありますのでご注意下さい！！

贈与者	祖父母・父母 → 受贈者　３０歳未満の子・孫・ひ孫
贈与手段	金融機関に子・孫名義の口座を開設し、資金を一括拠出
拠出できる期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までに拠出されるもの
非課税限度額	子・孫１人につき 1,500 万円まで（塾など学校等以外は 500 万円）
教育費の範囲	入学金、授業料、塾、習い事など。この範囲は文部科学大臣が決定。
税務署への申告	金融機関経由で「教育資金非課税申告書（仮称）」を提出
払出の確認	目的どおり教育資金に充てたことを確認できる書類を金融機関に提出
贈与税	子・孫が 30 歳に達する日に口座は終了し、使い残しがあれば贈与税を課税

※「平成 25 年税制改正大綱」等をもとに作成しています。

＜　池　原　＞

QUESTION　（贈与税がかかる場合）

贈与税がかかる場合とはどの様なときでしょうか。

ANSWER

贈与税は、個人から財産をもらったときにかかる税金です。

会社など法人から財産をもらったときは贈与税はかかりませんが、所得税がかかることになっています。

また、自分が保険料を負担していない生命保険金を受け取った場合、あるいは債務の免除などにより利益を受けた場合などは、贈与を受けたとみなされて贈与税がかかることになっています。

ただし、死亡した人が自分を被保険者として保険料を負担していた生命保険金を受け取った場合は、贈与税でなく相続税の対象となります。

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の 2 つがあり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができます。

1　暦年課税

贈与税は、一人の人が 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間にもらった財産の合計額から基礎控除額の 110 万円を差し引いた残りの額に対してかかります。したがって、1 年間にもらった財産の合計額が 110 万円以下なら贈与税はかかりません（この場合、贈与税の申告は不要です。）

2　相続時精算課税

「相続時精算課税」を選択した贈与者ごとにその年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から 2,500 万円の特別控除額を控除した残額に対して贈与税がかかります。なお、この特別控除額は贈与税の期限内申告書を提出する場合のみ控除することができます。

また、前年以前にこの特別控除の適用を受けた金額がある場合には、2,500 万円からその金額を控除した残額がその年の特別控除限度額となります。

3　申告と納税

贈与税がかかる場合及び相続時精算課税を適用する場合には、財産をもらった人が申告と納税をする必要があります。申告と納税は、財産をもらった年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日の間に行ってください。

なお、相続時精算課税を適用する場合には、納税額がないときであっても財産をもらった人が財産をもらった年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日の間に申告する必要があります。

税金は金銭で一度に納めるのが原則ですが、贈与税については、特別な納税方法として延納制度があります。延納は何年かに分けて納めるものです。

この延納を希望する方は、申告書の提出期限までに税務署に申請書などを提出して許可を受ける必要があります。

（相法 1 の 4、2 の 2、3、5～9、21 の 5、21 の 9～12、28、33、措法 70 の 2 の 2～70 の 3）

～ 国税庁HPより ～

＜　山　田　＞

研　修　予　定

今月は
2回開催！

日　　時	研　修　内　容	場　　所	講　師	参 加 費
4月12日（金） 午後1時30分～ 4月22日（月） 午後6時30分～	テルモ経営研究会 **平成２５年税制改正ポイント** （２日とも同じ内容です）	加藤輝守税理士事務所 ２Ｆ　セミナールーム	税理士 加藤輝守	1,000円

お客様をご紹介ください

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、
企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

◇◆◇　おもしろ雑学　◇◆◇

鼻水が止まる？

鼻水の確実な止め方は、仰向けに寝て、両足をエイッと頭のほうへ曲げてもっていき、手で腰を支える。しばらくこうしていると、不思議と鼻水が止まってしまう。

花粉症にも効きますかね？困っている方は是非試してみてくださいね。

某雑学ＨＰより（担当：笠原）

■■■■　休日カレンダー　■■■■

４月（ 卯月 ） Ａｐｒｉｌ

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12 テルモ経営研究会	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22 テルモ経営研究会	23	24	25	26	27 山口・丸田
28	29 昭和の日	30				

・網掛けの日が当事務所の休日です。
（名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。）

４月の税務

４月１０日	平成２５年３月分源泉所得税・住民税の納付
４月１５日	給与支払報告に係る給与所得者移動届の提出
４月３０日	平成２５年２月決算法人　法人税等・消費税確定申告・納付
	平成２５年８月決算法人　法人税等・消費税中間申告・納付
	平成２５年１１月、５月決算法人の消費税の中間申告・納付

◇◆　あとがき　◆◇

春分の日を過ぎて、だんだんと暖かさを感じられるようになってきました。
４月は出会いの季節です。新入社員や異動などで初対面の人と出会う機会が増えるかと思います。
初対面の人に良い印象を持ってもらえるように、日頃から身嗜みや明るい笑顔を心がけたいと思います。

＜　畑　＞